



杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第  
二十号）の一部を次のように改正する。

題名中、「費用弁償等」を「費用弁償」に改める。

第一条中、「費用弁償及び期末手当」を「及び費用弁償」に改める。

第八条を次のように改める。

#### 第八条 削除

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### （提案理由）

区議会議員の期末手当を廃止する必要がある。

杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
新旧対照表

新 条 例

杉並区議会議員の議員報酬及び費用  
弁償 に関する条例

(通則)

第一条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用  
弁償 については、この条例の定  
めるところによる。

第八条 削除

旧 条 例

杉並区議会議員の議員報酬及び費用  
弁償等に関する条例

(通則)

第一条 杉並区議会議員の議員報酬、費用弁  
償及び期末手当については、この条例の定  
めるところによる。

(期末手当)

第八条 議長等で三月一日、六月一日及び十  
二月一日(以下これらの日を「基準日」と  
いう。)に在職するものに対しては、期末  
手当を支給する。基準日前一月以内に、辞  
職し、失職し、除名され、又は死亡した者  
(当該基準日においてこの項前段の規定の  
適用を受ける者を除く。)についても、同

様とする。

2| 期末手当の額は、それぞれ基準日現在  
(前項後段に規定する者にあつては、辞  
職、失職、除名又は死亡の日現在)にお  
ける第二条に定める議員報酬月額及びその議  
員報酬月額に百分の四十五を乗じて得た額  
の合計額に、三月に支給する場合において  
は百分の三十、六月に支給する場合におい  
ては百分の百八十、十二月に支給する場合  
においては百分の百八十五を乗じて得た額  
に、基準日以前三月以内(基準日が十二月  
一日であるときは、六月以内)の期間にお  
ける在職期間の区分に応じて、次の表に定  
める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十月一日である場合	

三月 未満	一月十五日 以上三月未 満	三月 未満	三月十五日 以上六月未 満	三月 未満	三月十五日 以上六月未 満
三月 未満	三月 未満	三月 未満	三月 未満	三月 未満	三月 未満
百分の三十	百分の六十	百分の三十	百分の六十	百分の三十	百分の六十

3|

議長等が議員の身分を離れた場合において、その月又は翌月に再び議員に就職したときは、引き続き議員として在職したものとみなす。

4|

期末手当の支給方法は、杉並区職員の給与に関する条例（昭和五十年杉並区条例第九号）の適用を受ける職員の例による。